

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [加地 啓展](#)E-mail✉ [沼澤 周](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [村田 知信](#)

## 目次

- I 個人関連情報と Cookie 規制の動向／河合 優子、沼澤 周、加地 啓展
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人、村田 知信

## I 個人関連情報と Cookie 規制の動向

### 1. はじめに

2020 年(令和 2 年)改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)が 2022 年 4 月 1 日に全面施行される。改正法により新たに導入される「個人関連情報」は、各国の Cookie 関連規制の動向と相まって関心が集まっていることから、本ニュースレターでは、個人関連情報の規律の全体像と各国の Cookie 関連規制の動向を紹介する。

### 2. 個人関連情報の規律の全体像

#### (1) 改正法 26 条の 2 の適用の有無

改正法 26 条の 2 第 1 項は、「個人関連情報」を「第三者に提供する」場合に、第三者が当該個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」ときに適用される。なお、以下では、個人関連情報の提供元となる事業者を「提供元」、提供先の事業者を「提供先」と記載する。

##### ① 「個人関連情報」

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう(改正法 26 条の 2 第 1 項)。その例として、Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴が挙げられる(以下「Cookie 情報」という。)。ここで留意すべきなのは、ある情報が個人情報と個人関連情報のいずれに該当するかが、事業者により異なるという点である。すなわち、ある事業者において、一個人の氏名等に紐付けて Cookie 情報を管理している場合、当該事業者にとっては、当該 Cookie 情報は、当該氏名等を通じて特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する。他方で、このような紐付けをしていない事業者にとっては、誰かに関する情報ではあるが、当該 Cookie 情報だけでは

<sup>1</sup> 個人関連情報データベース等(個人関連情報(略)を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの)を構成するものに限られる。以下同じ。

特定の個人を識別できないため、個人関連情報に該当することになるだろう。

## ② 「第三者に提供する」場合

改正法 26 条の 2 第 1 項には、改正法 23 条 5 項各号に相当する例外規定はない。そのため、委託、事業承継及び共同利用に伴う提供も、改正法 26 条の 2 第 1 項の制限に服する<sup>2</sup>。

なお、Q&A 8-10 によれば、ある事業者(A 社)が自社のウェブサイト第三者(B 社)のタグを設置し、B 社が当該タグを通じて A 社のウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している場合、A 社が、B 社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていないのであれば、A 社が B 社に開覧履歴を「提供」したことにはならない(B 社が直接ユーザーから開覧履歴を取得したこととなる)。このような整理は、Cookie 情報の「第三者への提供」の有無や、自社のウェブサイトのアクセス解析を行っている場合の対応等を判断する上で、参考になると考えられる。

## ③ 「個人データとして取得することが想定される」とき

「個人データとして取得する」とは、提供先において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう<sup>3</sup>。提供先が、提供を受けた Cookie 情報を、ID 等を介して自己が保有する個人データに付加・照合する場合等には、「個人データとして取得する」場合に該当する。他方、直接個人データに紐付けて利用しない場合や個人情報に該当しない情報(統計情報等)と紐付けて利用するのみである場合は、直ちには該当しない<sup>4</sup>。

また、「想定される」とは、提供先が個人データとして取得することを提供元が現に認識している場合のほか、取引状況等の客観的事実に照らし、一般人の認識を基準に通常想定できる場合が該当する<sup>5</sup>。

実務上の対応としては、意図せずして個人関連情報の規制に服することのないよう、Cookie 情報の提供元及び提供先の契約等で、提供先は当該 Cookie 情報を個人データとして利用しない旨を定めること等が考えられるが、提供先が実際には当該 Cookie 情報を個人データとして利用することが窺われる事情があるような場合には、契約に上記の定めがあっても、個人関連情報の規制に服する場合があることに、留意が必要である<sup>6</sup>。

## (2) 同意取得の確認義務

改正法 26 条の 2 が適用される場合、提供元は、提供に先立ち、原則として以下の事項を確認する義務を負う(同条 1 項、改正法施行規則 11 条の 3 第 2 項)。

- ① 提供先が提供元から Cookie 情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の、当該本人の同意が得られていること。
- ② 提供先が外国にある第三者である場合には、あらかじめ、(i)当該外国の名称、(ii)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報及び(iii)当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が当該本人に提供されていること。

提供先における同意取得の方法は様々であるが、単にウェブサイト上に所定の事項を記載するだけでは足りず、確認欄へのチェックや同意ボタンの押下など、本人の動作が必要であると考えられる。同意取得に際しては、対象となる個人関連情報を特定できるように示すほか、分かりやすい表示が求められる。同意の取得を提供元が代行することも可能であるが、その場合は提供先の名称を個別に明示しなければならない<sup>7</sup>。

<sup>2</sup> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A(未施行)(以下「Q&A」という。)<sup>8-8</sup>

<sup>3</sup> 改正ガイドライン(通則編)3-7-2-1

<sup>4</sup> 本段落全体について、パブコメ 346 番以下も参照。

<sup>5</sup> 改正ガイドライン(通則編)3-7-2-2

<sup>6</sup> 改正ガイドライン(通則編)3-7-2-3

<sup>7</sup> 以上について改正ガイドライン(通則編)3-7-3 参照。

### (3) 記録義務

提供元は、上記(2)の確認を行った場合に、一定の事項について記録する義務を負う(改正法 26 条の 2 第 3 項、26 条 3 項、改正法施行規則 18 条の 4 第 1 項)。また、提供先は、Cookie 情報の提供を受けて個人データとして取得しているため、個人データの第三者提供を受けた場合の確認・記録義務を負う(改正法 26 条 1 項、3 項)。

記録の作成方法は、提供の都度作成する方法のほか、一括して記録を作成する方法や契約書等の代替手段による方法も認められる。実務上、Cookie 同意管理ツールを導入している場合はこれらの代替手段を根拠とすることが考えられる。

## 3. 他国等における Cookie 規制の動向

### (1) 欧州

欧州における Cookie に関する規制としては、ePrivacy 指令<sup>8</sup>(以下「指令」という。)がある。ePrivacy 指令は、GDPR を具体化し補完するものであるとされているため(指令 1 条 2 項)、GDPR の適用を受ける企業は遵守する必要がある。広く知られているとおり、GDPR は一定の場合に域外適用がなされる。具体的には、EEA 域内の個人に対する/関する①商品又は役務の提供又は②オンライン上の個人の行動の監視に関して行われる個人データの処理に関して、日本等の第三国にある主体にも適用がある。

ePrivacy 指令上、ユーザーが持つ端末に情報(典型的には Cookie)を保存し、又は既にその端末に保存されている情報にアクセスするためには原則としてデータ主体の事前同意が必要である(指令 5 条 3 項)。e-Privacy 指令における「同意」とは、GDPR における「同意」を意味するため(指令 2 条(f)号、GDPR94 条 2 項)、GDPR の厳格な要件を満たした同意取得が必要となる。とりわけ、同意の任意性との関係で、同意しなければウェブサイトを開覧できない仕組みは不可であることに加え、どの範囲の Cookie に同意するかを選択できることが求められることに留意が必要である。また、同意の事前性との関係では、同意取得前に Cookie を付与することは制限される。

欧州においては、近時、消費者団体による当局通報等が増加している。NOYB という団体は、2021 年 5 月末に 516 社に対して警告を行い<sup>9</sup>、これに応じなかった 422 件について、同年 8 月に各国のデータ保護監督当局に申立てを行った<sup>10</sup>。NOYB の指摘は多岐に亘るが、例えば以下のケースを警告対象としている。

- ・ ランディングページに Cookie を拒絶する選択肢が表示されないケース
- ・ 同意のチェックボックスがデフォルトでチェック済みであるケース
- ・ 他のボタンとは異なって、同意ボタンだけを目立つ色で表示しているケース
- ・ 同意の撤回を容易に行えないケース

これを受け、European Data Protection Board(EDPB)は、同年 9 月 24 日にクッキーバナーに関するタスクフォースを設置し、法的分析や侵害の可能性についての意見交換、加盟国レベルでの当局活動の支援の提供及びコミュニケーションの簡素化を行うこととしている<sup>11</sup>。

このような動きから、欧州拠点で運営しているウェブサイトについては大小にかかわらず留意が必要といえる。EDPB のタスクフォースの検討状況等を注視し、その動向をふまえて、改修も視野に入れるべきである。また、日本におけるウェブサイトが GDPR の適用を受ける場合も、指令及び実務動向をふまえた適切な対応が求められる。Cookie 同意管理ツールは、日本の個人情報保護法の遵守だけを目的とするのであれば、導入の必要性は必ずしも高くないものの、企業によっては、日本法以外の観点も加味して導入・改修の要否を検討することになるだろう。

<sup>8</sup> ePrivacy 指令(Directive)は、EU 加盟国に対して国内法の整備を要求するものであるところ、これを、それ自体をもって加盟国における法律としての効力を有する規則(Regulation)とする案文は、既に作成・審議されているが、未成立である。しかし、本文のとおり、GDPR の解釈として ePrivacy 指令が斟酌されるため GDPR の適用の結果、ePrivacy 指令の状態でも実質的な国内法としての効力を有している。

<sup>9</sup> <https://noyb.eu/en/noyb-aims-end-cookie-banner-terror-and-issues-more-500-gdpr-complaints>

<sup>10</sup> <https://noyb.eu/en/noyb-files-422-formal-gdpr-complaints-nerve-wrecking-cookie-banners>

<sup>11</sup> [https://edpb.europa.eu/news/news/2021/edpb-establishes-cookie-banner-taskforce\\_en](https://edpb.europa.eu/news/news/2021/edpb-establishes-cookie-banner-taskforce_en)

## (2) カリフォルニア州その他

カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)では、対象となる個人データが幅広く定義されており、Cookie 情報も個人データに該当する場合がある。Cookie 情報の第三者への提供が個人データの「売却」に該当する場合には、本人がオプトアウトできる仕組みを整える必要がある(インターネットのウェブページにおけるオプトアウトページへのリンクの提供等。1798.135 条)。

また、カリフォルニア州以外でも、個人情報の処理そのものに同意を必要とする法制度を採用する国や地域においては、Cookie 情報を取得・処理するにあたり同意を取得することが必要となり得る。

各企業は、事業活動において関連する各国の法規制及び動向をふまえ、適切な対応をとることが望まれる。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 日本

- 令和 3 年(2022 年)改正に関連して、2021 年 9 月 6 日、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令(案)」、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編)の一部を改正する告示(案)」に関する意見募集が終了し、同月 22 日、[第 185 回個人情報保護委員会](#)にて、提出された計 75 件の意見について議論がなされ、閣議請議及び官報掲載等の手続きを進めていくこととされた。
- 2021 年 9 月 30 日、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A が[更新](#)された。これは、同月 10 日に公表された、令和 2 年改正個人情報保護法施行後の『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A の Q&A のうち、同法施行前から適用が可能な項目の一部を先んじて盛り込んだことによるものである。

### 2. 中国

- 2021 年 9 月 30 日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-データ分類等級ガイドライン(意見募集稿)」が公表され、2021 年 10 月 13 日までの間、意見募集手続が行われた。同ガイドラインは、「中華人民共和国データ安全法」(中華人民共和国データ安全法については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021 年 7 月 29 日号](#)を参照されたい。)における「データ分類等級制度」に関して、データ分類等級原則、分類・等級に係るルール等を詳細に定めている。データは、主体の観点から公共データ、個人情報及び法人データの 3 つに分類され、公開級(等級 1)、内部級(等級 2)、センシティブ級(等級 3)、重要級(等級 4)及びコア級(等級 5)の 5 つの等級に分けられる。重要データは重要級(等級 4)に該当し、国家コアデータはコア級(等級 5)に該当する。また、データの伝達の観点から、公共伝達データと非公共伝達データに分けられ、公開級(等級 1)は公共伝達データに該当する。そのほかの 4 等級は非公共伝達データに該当し、(データ主体の)許可の範囲内においてのみ伝達できる場合、又は伝達が禁止されている場合がある。さらに別紙 A では個人情報の分類が例示され、別紙 B ではデータの分類・等級に係るプロセスが定められている。

### 3. 香港

- 2021 年 9 月 29 日、Personal Data (Privacy) Ordinance の改正法案(以下「本法案」という。)が立法評議会で可決された。本法案は、同年 7 月 21 日に立法評議会に正式に提出され、審議に付されていた。本法案の内容については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021 年 8 月 27 日号](#)を参照されたい。

## 4. 台湾

- 台湾の個人情報保護法において、非公務機関<sup>12</sup>における個人情報の取扱に対する監督管理の権限は、各非公務機関の業務を所管する主務官庁に分散している。  
台湾の行政院(日本の内閣府に相当する。)は 2021 年 8 月 11 日、個人情報保護行政の一貫性を確保し、各主務官庁による監督管理を強化するため、「行政院及び同院所管省庁による個人情報保護行政に関する連絡作業要領」(以下「作業要領」という。)を制定し、同年 9 月 3 日のニュースリリースにより外部に公表した。当該作業要領のポイントは下記のとおりである。
  - 連絡会議の開催(作業要領第 2 点、第 3 点):個人情報保護法 27 条 3 項で定める非公務機関に対する個人情報安全保護計画等の関連規則(以下「安全保護規則」という。)<sup>13</sup>のあり方に関する検討、個人情報漏洩事件の監督・通報の取りまとめ、重大な個人情報漏洩事件の管轄官庁の確定、及び個人情報侵害事件に際しての各主務官庁間の連携・連絡業務等のため、行政院は連絡会議を招集することができる。
  - 安全保護規則の強化(作業要領第 4 点):非公務機関において現在制定済みの安全保護規則について、当該非公務機関が情報通信システムを使用し個人情報の収集等をしており、且つ一定の条件にあてはまる場合、個人情報の安全管理措置の強化が求められる。
  - 安全保護規則制定の検討(作業要領第 5 点):安全保護規則が制定されていない非公務機関について、非公務機関の規模、性質等を総合的に考慮した上、安全保護規則制定の必要性につき定期的に検討しなければならない。
  - 個人情報漏洩事件の通報(作業要領第 6 点):主務官庁は個人漏洩事件を把握した時点(又はその通報を受けた時点)から 72 時間以内に、個人情報保護法の主務官庁である国家発展委員会に通報しなければならない。

## 5. タイ

- 2022 年 6 月 1 日の個人情報保護法(The Personal Data Protection Act BE 2562 (2019)、「PDPA」)の全面施行に向けて、これまで 2021 年 2 月及び同年 6 月に、PDPA の詳細を定める下位規則に関する公聴会が開催されてきたが、2021 年 9 月 6 日から 9 日にかけて、最後となる第三部会に関する公聴会がオンラインで開催された。同公聴会では、行動規範(Code of Conduct)、PDPA 認証(PDPA Certification)、データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)及び自動化された個人意思決定(Automated Individual Decision-Making)の 4 項目が議論され、これらの概念を PDPA に導入すべく、より具体的な規則案が示された。当該案は、PDPA と同じく、EU 一般データ保護規則(GDPR)に類似した内容となっている。当該案の詳細は[アジアニュースレター \(2021 年 10 月 12 日号\)](#)を参照されたい。

## 6. ベトナム

- 2021 年 9 月 20 日、「サイバーセキュリティ分野における行政違反処罰に関する政令案」がパブリックコメント募集のために公表された。同政令案には、サイバーセキュリティ法及び 2021 年 2 月に公表された個人情報保護に関する政令案(詳細は[アジアニュースレター \(2021 年 3 月 8 日号\)](#)を参照されたい。)に基づく罰則(違反に関するベトナム国内売上げの 5%の罰金等)の詳細が規定されている。同政令案は、2021 年 11 月 18 日までパブリックコメントにかけられ、個人情報保護に関する政令案と同じく 2021 年 12 月 1 日から施行予定とされているが、これらの政令案が当該予定通りに施行されるかは不明確である。

<sup>12</sup> 台湾個人情報保護法における「非公務機関」とは、公務機関以外の自然人、法人その他の団体を指す(同法 2 条 8 号)

<sup>13</sup> 台湾個人情報保護法 27 条 1 項に基づき、個人情報ファイルを保有する者は、当該情報に係る適切な安全保護措置を講じ、個人情報の窃取、改ざん、毀損、滅失又は漏えいを防止することが求められる。また、各事業分野についての中央政府における主務官庁は、その所管する非公務機関を指定して、個人情報ファイルに係る安全保護計画等を策定させることができ(同法 27 条 2 項)、そのための基準等に係る関連規則を定めることが認められている(同法 27 条 3 項)。

## 7. 米国

- ・ CPRA に基づき設立され、CPRA の規則制定権限を有するカリフォルニア州プライバシー保護局(California Privacy Protection Agency)(以下「CPPA」という。)は、2021 年 9 月 22 日、CPRA 規則を制定するため準備活動として、CPRA 規則に関する予備的なパブリック・コメントの募集を開始した。提出期限は 11 月 8 日までであり、情報提供のための非公式な公聴会も行われる予定である。  
今回のパブリック・コメント募集では、CPRA による規制の対象となるあらゆる分野に関するコメントを受け付けているが、特にコメントが求められるトピックとして以下の 8 項目が示されている。
  - (1) 消費者のプライバシーやセキュリティに重大なリスクをもたらす処理: 事業者が行うサイバーセキュリティ監視及びリスク評価の頻度、フォーマット及び提出方法の詳細等について
  - (2) 自動化された意思決定: 企業による自動化された意思決定技術の使用に関する消費者の開示要求権及びオプトアウト権等について
  - (3) CPPA が実施する監査: CPPA の監査権限の範囲等について
  - (4) 消費者の削除要求権、訂正要求権及び開示要求権: 特に訂正権に関する事項について
  - (5) 個人情報の売却又は共有のオプトアウト権及びセンシティブ情報の利用と開示の制限権: グローバルな「オプトアウト・プリファレンス・シグナル」の運用等について
  - (6) センシティブ情報の使用及び開示を制限する消費者の権利: 特に制限権の例外に関する事項について
  - (7) 消費者の開示要求に応じて提供される情報: 12 か月を超える範囲の個人情報の提供が不可能又は過大な労力を伴う場合の例外の判断基準等について
  - (8) 定義及びカテゴリー: 重要な用語や CPRA が適用される情報・活動のカテゴリーを作成又は更新するための規制(「個人情報」及び「センシティブ情報」のカテゴリー、「ダークパターン」の定義等)について

## 8. カナダ

- ・ 2021 年 9 月 22 日、カナダのケベック州において、[個人情報の保護に関する立法規定を現代化する法律案\(Bill 64\)](#)が成立した。3 年以内に順次施行されるが、一部を除き、多くの規定は 2023 年 9 月 22 日に施行される。これは、民間部門における個人情報の保護に関する法律を含め、幅広く関係法律を改正するものである。GDPR の影響を強く受けており、具体的には主に以下のような規定が置かれている。
  - (1) 個人情報の漏洩事故等が発生した場合の報告義務
  - (2) 域外移転におけるプライバシー関連事項に係る事前評価の実施義務
  - (3) 事業者における個人情報の保護・管理の包括的なフレームワークに関する説明責任の明確化
  - (4) 個人情報のデータ主体に対する、個人情報取得の目的、個人が有する権利(アクセス権、訂正権、同意の撤回権)、個人情報を第三者提供等する場合の第三者、域外移転の可能性の有無等を通知する義務
  - (5) ウェブサイト等における平易な言語によるプライバシーポリシーの開示義務
  - (6) 個人情報の第三者提供又は取得時の目的以外の目的での使用をする場合に、提供又は取得に先立ち当該個人の同意を取得する義務
  - (7) データポータビリティ権及び忘れられる権利の制定
  - (8) 罰則の強化(行政罰: 1000 万ドル又は前会計年度の世界売上高の 2%のいずれか高い方、刑事罰: 1 万 5000 ドルから 2500 万ドル又は前会計年度の世界売上高の 4%のいずれか高い方、懲罰的賠償: 1000 ドル以上)

## 9. ブラジル

- ・ ブラジルのデータ保護当局(ANPD)は、2021 年 8 月 30 日から 2021 年 9 月 29 日までの間、「小規模処理業者(ATPP)」、すなわち、零細企業やスタートアップ企業、非営利法人等における、DPO(Data Protection Officer)を任命する義務をはじめとする、ブラジルのデータ保護法(LGPD)上の義務の免除・緩和についての意見募集を行った。ATPP に対して簡素化した異なる手続が適用可能となることで LGPD の適用促進及びデータ保護文化の浸透を図る狙いで、今後の動向が注目される。

## 10 欧州


- 2021年8月27日、スイスのデータ保護監督機関は、スイスからの個人データの越境移転の枠組みの一つとして、欧州委員会が2021年6月4日に公表した越境移転に関する改定版SCCを承認すると公表した(欧州委員会が公表した越境移転SCC改定版の概要は[ヨーロッパニュースレター2021年6月8日号\(2021年6月21日修正\)](#)を参照されたい。)。同機関は、同日付で、企業がスイスのデータ保護法の下で改定版SCCを利用するために必要な調整を行うための[ガイドライン](#)も公表している。欧州委員会のSCC改定決定と同様に、スイスでも改定前のSCCは2021年9月27日より後は越境移転の枠組みとしては認められないこととなった。また、2021年9月27日までに締結された改定前のSCCについては、2022年12月31日までの移行期間の間は越境移転の枠組みとして承認されるが、当該移行期間後も引き続き個人データ移転を行う場合は、改定版SCCを締結することが必要となる。

## 11 アラブ首長国連邦(UAE)

- Dubai International Financial Centre (DIFC)、Dubai Healthcare City (DHCC)及び Abu Dhabi Global Market (ADGM)等、各首長国のフリーゾーンレベルでのデータ保護法に次いで、2021年9月5日、アラブ首長国連邦政府は、近々、連邦レベルでのデータ保護法を初めて制定予定と発表した。アラブ首長国の成立50周年の記念事業である「次の50年に向けた原則」(Projects of the 50)の一環として、連邦政府が大手テクノロジー企業と提携して立案の最中であり、50周年に先立つ2021年11月中に法案が公表されるのではないかとの見方もある。
- 担当大臣<sup>14</sup>によれば、当該新法は、例えば(i)データ主体には欧州データ保護規則(GDPR)下における場合と類似の権利が保障され、(ii)個人データを用いて収益化する場合には、データ主体から同意を要するものとして個人のプライバシーを守り、(iii)域外適用やセンシティブデータの域外適用に関する規制は最小限とすること等を定める予定とのことである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>14</sup> デジタル経済・AI・リモートワーキングシステム大臣(the Minister of State for Digital Economy, AI and Remote Working Systems)。